

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令 の一部を改正する政令案の概要

1. 改正の趣旨

国内外の化学物質管理を巡る変化に対応するため、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律（平成21年法律第39号）が平成21年5月に公布された。また、残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約第4回締約国会合（平成21年5月）において、ペルフルオロ（オクタン-1-スルホン酸）（別名PFOS）等の12物質を新たに廃絶・制限の対象物質とすることが決定された。

このような動向を踏まえ、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令（昭和49年政令第202号。以下「令」という。）について、上記12物質を第一種特定化学物質に追加する等、所要の改正を行うもの。

2. 改正の内容

(1) 第一種特定化学物質の指定（令第1条）

第一種特定化学物質について、新たにPFOS又はその塩等の12物質を追加指定する。

(2) 第一種特定化学物質を使用した輸入制限製品の指定（令第3条）

今次追加する第一種特定化学物質（該当は3物質のみ）が含有されている14製品について、輸入を禁止する製品に追加指定する。

(3) 第一種特定化学物質を使用できる用途（令第3条の2）

今次追加する第一種特定化学物質（該当は1物質のみ）の使用を認める3用途について指定する。

(4) 基準適合義務及び表示義務が課せられる製品の指定と暫定措置（令第3条の3及び附則第3項）

今次追加する第一種特定化学物質（該当は1物質のみ）が使用されており、基準適合義務及び表示義務が課される3製品を指定する。加えて、附則第3項において、当分の間、1製品を追加する。

(5) 第二種特定化学物質を使用した技術上の指針を公表する製品の指定（令第5条）

技術上の指針を公表する第二種特定化学物質が使用されている製品として、11製品（現行法において、第二種特定化学物質が使用されている場合に容器等に表示義務を課している製品）を指定する。

3. スケジュール

事務次官等会議：平成21年10月中旬（予定）

閣議：平成21年10月中旬（予定）

施行期日：平成22年4月1日（木）